

「第 18 回高知県南海地震条例づくり検討会」

平成 20 年 1 月 9 日（水）

計 12 名の委員、事務局、報道等傍聴者

（事務局）

ただいまより第 18 回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。委員会の皆様方におかれましては、本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に本日の配布資料につきましてご説明をさせていただきます。まず資料 1 につきましては、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案に対するパブリックコメントへの対応についてです。こちらにつきましては、前回の検討会で協議を行いました。検討中になっていました部分がまだございましたので、その部分について検討して頂ければと思います。次に資料 2 は、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案に対する委員からの意見等への対応で、昨年末までに委員から伺っていましたご意見と、庁内で最終確認したか出た話題につきまして対応案を記載した物です。資料 3 は、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案で資料 2 によりまず修正箇所を反映させたものとなっております。最後に資料 4 は、今月 16 日に行います条例案の知事への報告についての資料となっております。よろしいでしょうか。

それでは、会議に移ります。本日のご欠席の委員は、石坂委員と久松委員です。尚、小野委員は、30 分程遅れると言う連絡が入っています。委員 12 名のうち 9 名現在出席されておりまして、規定によりまして本検討会が成立しております事をご報告させていただきます。それでは、お願い致します。

（岡村会長）

おはようございます。今日でいよいよ 18 回最後になりました。2 年間のご対応ご苦労様です。お時間を割いて頂きまして、熱心な議論を頂きましてありがとうございました。条例案の骨子と言うのは、ひと事と言うなら高知県というものを、或いは、そこを襲う災害を念頭に置きまして、それを十分理解した上で今可能な限りにおいて、その対処法を考えて行くという事で、人の考え方の基本は、やはり自分が、一人一人が助からないと人を助ける事が出来ないという大原則を大きく前面に打ち出した事でございます。この個人の生命を基本に考えてという事で貫かれております。どちらかと言うと従来の条例が、行政主導になっているのに較べ、自らがという所が非常に強く出ているというのが、この条例の基本だろうと言う風に思っております。まだ他にもたくさんございますけど、今日これまでの 18 回の中でまた聞きたいこと、あるいは修正点がございましたら、またご意見を頂きまして更に検討を加えて行きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、手許の議事次第に従いまして、会を進めさせていただきます。

それでは、条例案の検討に入ります。本日は、この検討会として最終の条例案を纏める為の会となります。昨年末には事務局の方から各委員に文書で条例案の最終確認案を依頼させていただきましたけれども、本日は、委員会に出されましたご意見と県庁内での調整で、一部修正が必要な事項が出てまいりましたので、その対応について検討して行きたいと言う風に思います。また、前回の検討会で条例案に対するパブリックコメントへの対応につきまして第 3 条の基本理念に対するご意見への対応案が保留となっております。この対応案についてもあわせて、最後になりましたけれども検討致したいと思っております。それでは、事務局から一括してご説明お願い致します。

（事務局）

資料 1 をご覧ください。条例案に対するパブリックコメントへの対応につきましては、前回の検討会でご検討頂きましたが、表のナンバー 4 と 5 の黒枠で囲んでおります所ですが、この基本理念

に関する部分を保留とさせて頂いておりますので、その対応案についてご説明させていただきます。

まずナンバー4 ですが、第 3 条の基本理念の第 3 号の自主防災組織に関しまして、第 2 条の自主防災組織の定義と重複をしているとのご意見が出されております。このため自主防災組織を説明する言葉として付けておりました「地域の防災活動に組織的に取り組む」といった表現は定義の方でも同様の表現を使っておりますので、この部分を削除する事としました。

また、ナンバー5 になりますが、第 3 条の基本理念の第 5 号の表現が分かりにくいと言う風なご意見を頂いております。この第 5 号については、ご承知のとおり取組みの輪を広げる、それから積極的な運動とする展開をし、備えを習慣として行く、そして防災文化を根付かせるという風に、非常に重要な言葉を規定している為分かりにくいという、ちょっと盛り込み過ぎたというところもあって、分かりにくいと意見があったのかもしれませんが、これらのいずれも重要な事ですし、他に適切な表現もないと言う事でこのままにさせて頂きたいと言う風に考えております。ただ、この 5 号よりも第 4 号の方、これは公助について規定をしておりますが、第 4 号の方が主語もなく分かりにくいという所が見受けられましたので、修正をさせて頂いております。修正した内容については、後ほど資料 2 の方でご説明をさせて頂きたいと思っております。なお、この資料 1 の他の項目については、前回の検討会でご検討頂いておりますが、表組みにあるご意見に対する考え方について一部趣旨を変えない範囲で適切な表現に修正をさせて頂いております。ご了承を頂きたいと思っております。

続きまして資料 2 の方のご説明に入らせて頂きます。条例案に対する委員からの意見等への対応についての資料になります。この資料の区分欄というところがございますが、区分欄に A と記載した物については、検討会の委員の方からご意見があったもの、そして B という風に記載しているところは、事務局 2 の整理、主には法令担当の課との協議によるものですが、見直しを行う必要が出たものです。表の左には、ご意見の内容、そして中央には前回の検討会 11 月 26 日時点の条例案を記載しています。また右には、このご意見に対する考え方を記載させて頂いているところです。合計で 29 項目の意見があがっております。このうち約半分については、12 月 19 日に各委員の方々に資料の方をお送りさせて頂いてそれも踏まえて最終のご意見を頂いておりますので、本日は説明を割愛させて頂いて、その後修正が必要になったものを中心に説明をさせて頂きます。

まず資料のナンバー3 になります。第 3 条の基本理念の第 4 号について先程資料 1 のところに出て来ましたが、主語がなく分かりにくいという意見が庁内の方から出されておりました。この為、県を主語として表現を整理しております。また、県自らが取り組むべき対策の例示を前回は「専門的な応急救助活動」といった表現を取っているんですが、こうした間接的なものでなく、県が直接実施するものに修正をしております。条文としましては、右に書いておりますが、県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組が活性化するように支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備、迅速かつ的確な震災対応をするための体制整備等を行う等の公助の取組を進める事と言う風に修正をしております。

次にナンバー6 になります。検討会の委員の方からこの第 8 条の第 2 項の地震の揺れの被害からの安全の確保に関しまして、事業者については、事業所内の人だけでなく事業所の周辺の人々の安全を確保するために必要な措置をとらなければいけないのではないかという意見が出されております。表の右に考え方の方を整理させて頂いておりますが、この条については、地震動警報を知ったとき又は地震の揺れを感じたときに瞬時にとるべき措置を規定しております。事業者に対して事業所内の人以外に広げて安全の確保のための措置をとることを義務づけることは、時間的にも困難と考え、「事業所の周辺」までは入れていないと言う事で整理させて頂いております。

次にナンバー7 と 8 について説明をさせて頂きます。前回の検討会での第 9 条の第 1 項これは表の中央の方に前回も記載をさせて頂いておりますが、耐震化を推進する建物について、建築基準法や同法施行令の一部を改正する政令、法令を引用して規定をしておりますので、非常に分かりにくい規定となっております。この為法令を引用する事を止めて、耐震基準が大幅に改正された昭和 56

年 5 月 31 日という日付に着目し、「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物」と言う風に修正をしております。

また、表の中央のちょっと下の方に 12 月 18 日に一部修正と言う風に記載をしておりますが、年末に各委員の方々に速報させて頂いた条例案では、耐震診断の結果に応じて耐震性を向上する事について、耐震性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え（以下「耐震化」といいます。）を行うようにと言う風に表現を修正させて頂いております。これに対しまして、委員から耐震化と言う表現ではなしに耐震改修という表現に出来ないかと言うご意見、それから庁内の意見ですが、こういった規定であれば少しでも耐震性を向上すれば耐震基準を満たさなくてもいいと言う風に誤解されてしまうのではないかと言う意見が出されております。表の右の方に考え方を整理しておりますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律、第 2 条第 2 号の方に「耐震改修」とは、「地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。」と言う風に定義がなされております。この条例においては、「敷地の整備」を含まないことから、条例独自の「耐震化」という言葉を用いて、「耐震化（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。）」と言う風に修正をさせて頂いております。

次にナンバー9 になります。検討会の委員から第 11 条の第 1 項に規定する屋外工作物等については、「倒壊」とよくつなげて言うため、転倒、落下だけでなく倒壊する事も規定してはどうかと言うご意見が出されております。右の方に考え方を整理させて頂いておりますが、屋外工作物等については、「塀・自動販売機・窓ガラス・外装材・屋外広告物等」の略称として条例の中で規定していますが、現在の案の「転倒・落下」の現象については、こうした屋外工作物等のいずれにもつながるものであり、また「等」も置いているということですので、この倒壊については、この「等」で読んで頂くと言う事でこのままの表記とさせて頂いております。

次にナンバー10 になります。委員から第 12 条の第 2 項の応急危険度判定の制度を周知するとともにと言う規定について、「する」ではなく「させる」と言う表現ではないかのご意見が出されております。「周知」については、「広く人の間に知れ渡ること」を言い、災害対策基本法の第 76 条でも、「周知させる措置」と規定されているため、「周知」の状況をつくり出すという意味から、「周知させる」と言う風に条例案を修正しています。

次にナンバー11 になります。委員から急傾斜地の問題については、南海地震に関して非常に大きな問題があるので、公共土木施設の一つとして、急傾斜地危険箇所を規定できないかと言う意見が出されております。右の方に考え方を整理しております。急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊等の対策については、これまで風水害対策として実施することで、地震対策につなげていくことにしております。ただ今後は、地震で崩れやすい場所を調査して、対策工事を進めて行くと言う事を考えております。また、ため池については、安全性を点検して、緊急性の高いものから改修等を行い、耐震性を有したものにしていける事と言う考え方で取り組んでおります。このため、条例で新たにこれらの対策を規定する事としました。ただ急傾斜地崩壊危険箇所の対策については、施設のない所に公共土木施設を作ると言うものですし、ため池については、公共土木施設ではありませんので、ご意見にありました第 2 章ではなく、第 5 章に新しく第 24 条を追加しております。具体には第 1 項に「県は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等による急傾斜地の崩壊等から県民の生命を守るため、市町村と連携をして、あらかじめ急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進に努めます。」、第 2 項には「県は、地震の揺れ又は南海地震発生後の降雨等によるため池の決壊等がもたらす水害から県民の生命を守るため、市町村、土地改良区等と連携して、あらかじめ、ため池を必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。」としております。

続きましてナンバー12 になります。委員から海岸又は河口の附近にいる者についても、津波から避難する意識を持つだけでなく、「居住者と同様に第 1 項に示すような行動をとる」ことを規定してはどうかと言う意見が出されております。この第 14 条の第 1 項の主語については、「居住者等」と

なっております。海岸及び河口付近にいる者については、この「居住者等」に含まれますので、第 1 項で規定をする津波警報等を待つ事無く直ちに避難をする事等の行動については、海岸や河口付近にいる者についても、義務が課せられる事になります。一方第 4 項については、あらかじめ緊急避難場所等を確認する事が難しい一時滞在者や通過者に対しても海岸や河口付近にいる時には、津波からの避難意識を持って頂く為に規定したものです。

続きましてナンバー15 になります。庁内からの意見ですが、第 19 条の第 1 項の「津波浸水予想区域の居住者等が、津波から迅速かつ円滑に避難することができるように支援するため」という規定については、その前の第 18 条の第 1 項の規定の仕方、ここでは「居住者等が、津波から迅速かつ円滑に避難することができるように」という表現にしておりますが、こういった表現と合わせてはどうかという意見が出されております。津波におけるハード対策については、津波を完全に防ぐという事は難しいため、地域の方々が津波から逃げる事を補完するという観点から進めております。この第 19 条については、堤防や水門等のハードの管理や整備を規定する条項ですので、そうした考え方から「支援するため」と規定をしていました。しかしながら、ここでの「支援」という表現は、他の条項で使う「支援」とは、ちょっと違う意味合いで規定をしているため、この意図する事が理解してもらい難いと言う事もございますので、「居住者等が、津波から迅速かつ円滑に避難することができるように」と言う事で、この「支援」と言う言葉を削除させて頂いております。

次にナンバー17 になります。国土交通省の方で「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のある方について」と言う物が纏められておりますが、その中で土砂災害の前兆現象として、「小石の小落下や井戸水の濁り」と言ったものが記載をされているため、第 22 条第 1 項第 3 号の規定に追加をしてほしいという意見が庁内からございましたので、表の右欄のような形で、ちょっとアンダーラインを引いておりますが、修正をさせて頂いております。

次にナンバー18 になります。庁内から第 27 条第 3 項において、使用を控えるべき車両を道路交通法を引用して規定すべきではないかという意見がございました。津波の方の自動車というところでは法令を引用しておりますので、それと同様の使い方と言う事になりますので、表の右欄に記載しますように、車両を最初に記載しております第 2 項の方で車両については、道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両と言う風に規定をさせて頂いております。

次にナンバー19 になります。第 7 章の章名「被災者の生活を支える」について各章の内容に沿った章名にすべきではないかと言うご意見が出ております。第 7 章については、早期に被災者の生活が、安定するための規定がなされておりますので、章名については「被災者の生活の安定を図る」と修正をさせて頂いております。

次にナンバー20 になりますが、庁内から第 28 条第 2 項の方で電気、通信、上下水道、ガス等の事業だけでなく、工業用水道事業においても、施設管理者による早期復旧に必要な対策や被災後の復旧は必要と考えるので、規定できないかという意見がっております。この為表の右に記載しますように、電気、通信、上下水道、ガス又は工業用水道の事業に係る施設を管理する者と修正させて頂いております。

次にナンバー24 になりますが、検討会の委員の方から第 33 条及び第 34 条第 1 項の「建築物の耐震性の維持」については、「建築物の耐震性の確保」が良いのではないかという意見が出されております。この条例で確保という言葉を経つかの箇所ですべて使っておりますが、この「確保」という言葉については、「保つ」或いは「ないものを手に入れる」という意味で用いております。この第 33 条及び第 34 条についての「建築物の耐震性の維持」については、「耐震性がそこにあったと言う物を同じままの状態を持続させる」という意味でございますので、この「維持」と言う表現をそのままにさせて頂きたいと思っております。

次にナンバー25 になります。庁内からこの第 38 条第 2 項の方で災害時要援護者支援の方法の調整を行う前に、どのような支援が行われるかを確認すると言った事が必要ではないかという意見が

ございましたので、災害時要援護者支援の方法の確認及び調整を行うように努めるものとし、またと言う風に修正をさせて頂いております。

次にナンバー27になります。委員から条例の修正意見ではございませんが、行動計画に関してどのような手続きで作成されていく予定なのかと言う質問が出されております。当初の行動計画の期間は、平成 21 年度からの 6 箇年を予定しているところです。作成のための作業としましては、平成 20 年度に、行動計画の作成のために外部の方を入れた検討会を設けて、そこでの検討結果やパブリックコメントでの県民の皆さま等の意見などを踏まえて、庁内組織である南海地震対策推進本部で作成するといった予定をしております。

次にナンバー28になります。庁内からこの条例の施行に関して、第 39 条に規則をとと言う事で想定をしていたんですが、この第 39 条以外に規則で定める項目はないのかと言った意見がでております。規則で規定をする予定の項目については、第 9 条第 2 項関係の県有建築物の耐震化に係る公表事項、それから第 17 条第 2 項関係の津波浸水予測区域を示す標識等の様式、それから第 39 条関係の災害時要援護者が、専ら利用する施設の具体化、こうした物を予定しておりますので、第 45 条として、規則への委任規定を追加しているところです。

条例案に対する委員からの意見等への対応についての説明は以上です。

(岡村会長)

はい、それでは只今事務局から説明がありました対応案につきまして、ご意見がございましたらお願いします。本日は、急傾斜地の問題につきまして担当部署の方もお出で頂いております。

(多賀谷委員)

この話は私が出したんですけども、本質的な話として非常に重要な話であろうと、こんな事をやっている人間としては恥ずかしい話ですが、抜かっていたと言う事だったんです。それでお願いして、これに入れて頂いて非常に有難いと言う部分です。併せて 2 番目のため池の話、この前そこまでは頭が回らなかったんですが、これも非常に重要な話であろうと言う風に思っております。そういう意味でこの話を付け加えて頂いたのは非常に有難いと言う風に思っています。

(岡村会長)

先日も何人かで話をした時に、南海地震は、ご存じの通り過去 4 回 400 年間いずれも雨の少ない冬季に来ていると言う事で、全体として我々は夏の多雨期に来ると言う事、つまり斜面災害が多発するということを、どうしても意識の中にウェイトが小さくなって行くのではないかと言う事を危惧しておりました。特に、それともう一つ地震の災害と言うのは、雨の災害が基本的には谷筋の土砂の堆積が押し流される土石流的な、或いはそう言ったものが下に流れるのに対して、所謂地震と言うのは強く長い揺れにより岩盤崩壊して行く事が非常に多くなります。これが雨の災害とは決定的に違う訳ですが、そういう事は、やはりこういうハード対策に関して言えば、相当以前からやっていないとなかなか出来ないと言う事で、こういう事が地震の時も含めて、雨の災害をカバーしていれば地震に強いということだけではないと言う事を知って頂ければと思います。

(上田委員)

先程の説明でナンバー10の項目ですが、制度を周知するとともに、周知させるとともに修正されました。そうしますと前の規定では県が周知するというような、県が主体ですが修正されますと、周知させるというと県が誰かに周知させるという事になるのでしょうか。つまり県が直接周知するのが誰かに周知させるというような表現になって来ると思いますが、そうするとちょっと言葉が足らなくなると言いますか、誰が誰にと言うところが、誰にするかは周知という意味自体が広く

人に知れ渡る事を言うと言いますので、広く県民にとかも分かりませんが、その辺の整合性はどうでしょうか。

(事務局)

こちらは、既に知られている状況を作り出すと言う事を県がすると言う事なので、人にさせると言う使役ではなくて知っている状況を作ると言う時の「させる」です。周知すると私達日常用語で言いますし、法令の中でも混在しておりましたが、丁度自治体等私達防災関係機関の者を主語にした、知っておる状況を作ると言うところも周知させると言う風に、非常に近い法令である災害対策基本法 76 条の言葉でも使われておりましたので、多分内閣の方でも法令審査を受けたものでしょうから言葉をそちらに揃えております。また周知の事実と言う国語辞典などで用例等ありますが、それは既に知られている状況と言う事だと思うので、やはりさせるではないかと言うご指摘があったように、言葉にもちょっと揺れ動きがありました。周知とか他の啓発とかいろんなものを情報提供等並べている箇所がありますが、そこじゃどうしても他の言葉する、これはさせると言うのが混じりましてあれですので、周知をすると言うような形、いろんなもの、単語を並べてやっている箇所はありますが、こういう周知をすると言う動詞を県が主語で書く時は、させるだと言う事ですので、間違いはありません。他の方を使って何かすると言う意味ではありません。

(上田委員)

概ね分かりました。

(青木委員)

最後の会でもあるし、先程の項目で言いますと 8 項目のところについて一言述べます。役員の打ち合わせの時にも新しく追加されてきたんです。法令全体に関係するのですが、具体的には耐震化と言うのが、増築、改築、修繕若しくは模様替えと言う風に定義を新たにしましたが、日常的な言葉と異なっています。法令用語でいうか、厳密なと言うか限定して定義をしたりする時に、具体的には例えば模様替えは私自身からすると何となく違和感があります。耐震化と言った時には基本的にはハードと言う物をイメージするのかなと思います。日々我々が生活していく、又は専門的な人達が、行動を起こす時に繋がらないとイメージ、一緒に同一にして行かないかいけないと言うか、耐震化の所で言うところとちょっと模様替え迄含めると言うのは、広げ過ぎじゃないかなと言う事を思っています。だから条例で定義されてこうだからと言うだけでは済まない問題というのを、相当努力して行かないと業者だったら、私なんかも陸こうなんてのは初めて聞く言葉だったりとかですね。

今日で言うとちょっとこの前出たんですが、ため池って言うのは、どういうものをイメージするかと多分私たちが社会科の知識で持っている香川とかと異なるのでしょうか。高知でため池って言うのは何を意味するんだろうかと言うあたりです。我々が条例を運用していったり、活用している時に対象になっているもの、先程の繰り返しで言ったらため池なんかで言えば何を指すだろうか、多分ちょっと小さなダムみたいな堰を止めたようなものも含まれるみたいですけど、そう言うあたりと言うのが日常の用語と住民が自らが日常使っている用語と法令と言うか条例の用語とのギャップがあるところが、行動に影響すると言うのがかなりいろいろ出るなという思いを持っていて、これはこれでしょうがないのかなと思いつつ、この間も役員会で疑問をしたんですが、これらは法令だけではまさに机上というか紙に書いたものだけです。我々の生活意識の中の定義と一致させていく、そこにギャップがあって結果としては被害が防げなかったとか意思の齟齬が出てきてしまう事が以外と大きな水漏れの穴みたいになる可能性があるという、その辺で幾つかのキーワードの中で、最後ですので意外と重要な何度もこの会で発言しましたがけれども支障のないかぎり他人を救いなさいなんて言うのは、支障がないというのはなかなかこれは重要だけど物凄いキーワード、重要なキ

ワードなんだけど支障がないと言うのはどういう意味だろうかと思います。

ヒーローじゃないけどすごい人の命を土居さんのようにですね、仕事ですから土居さんは仕様が無いにしても、自分の命を優先して結局はあの人を救えなかったと言う事が、どう言う事に繋がるかという厳しい状況の中での支障がないなんていうのは、緊迫感がなんとなくないなという思いを持ったりとか、そんな事を思っています。まだ言葉ではもうちょっと工夫がいる部分と実際具体的に我々が行動というか、いうところに使う所の努力は、ほっといたらダメで我々がこの条例を生かすと言うか、そこにどういう視点が必要なのかなと思って、半分以上は感想めいたものです。

(事務局)

役員会の方でもちょっとお話をさせて頂きましたが、この耐震化のところについての模様替え、一般の方からすると模様替えと言うのは、壁紙を変えたりと言う風なところをイメージされるのかなと思うんですが、耐震化については建築基準法であるとか、建築基準法施工令、そう言った部分の法令の中での判断を遂行になってきますので、そう言った意味では、この耐震化の関係での建築基準法であるとかそう言ったところに模様替えと言うのは、壁を作ったりとかそう言う部分でそれに伴って耐震性を地震に対する安全性を向上すると言った所がありますので、法令の範囲の中では仕方ない表現なのかなと言う風なところで、整理をしているところです。

この条例を作るに当たっては、分かり易い条例、それから条文を見て頂いてイメージが出来易いと言う事を目指して条例の案を作ってきたところなんですが、先程のご意見にありますようなところでも、どうしてもイメージが出来ないといったものとかですね、そう言ったところはどうしても出て来ていると思います。そういったところについては、条例施行後の啓発とかいったところで、県民の方にしっかりとお伝えして行きたいと言う風に考えております。

先程、委員からご質問がありましたため池ですが、香川とか瀬戸内地方にあるため池は、本当に水がないので水を貯めてやっているため池で、さら池といいますが、高知何かの場合、高知、或いは鹿児島とか和歌山とか徳島なんかもそうなんですが、雨の多い所は農業用の補給水を昔から利用するために小さな谷を堰いている、要はダムです。小さな谷を堰いて作っているため池がほとんどです。要はため池と申しましても、私どもの管理しているところでも実際は30万トンとか40万とか、ダムで堤の高さも何十メートルにもなる所もあり、それが土で作られている。コンクリートで一部作られてる所もありますが、ほとんど土の堰堤で作られているダムでございまして、そう言う所が、昔は若い人もいっぱいいたんで、その草刈もなにも石垣もやっていたんですが、最近、過疎化・高齢化も進んでまいりまして、脆弱化して来まして堤自体も痩せて来まして。そう言う地震災害が実際に新潟県なんかの中越地震でも561ヶ所のため池が決壊とか被害を受けてまして、そう言うような状況でこういうものは、当県なんかでは特に小さい土石流なんかもその小谷を堰いていますので、それをため池が決壊する事によって土石流の起因になってですね、鹿児島なんかでも実際に起きてる事例なんかも多いんですね。それは重要な土砂災害の起因の一つと考えております。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。95年の阪神・淡路大震災の特にため池の場合は、淡路島が大きかったんですけども、それほど高知県みたいに背後に、仰る通り山が迫っている訳ではないので、それが抜けても大きな被害には繋がらなかった訳ですね。ただ、高知県の場合は、もうすぐ背後に山でしょ、谷を通ってくるということで非常にエネルギーが大きいと言う土砂崩れというのは、全部地球の重力が起こす訳でその重力のポテンシャルが非常に高い状態に高知県のため池はあります。いま仰った通りです。従ってその下流の町を飲み込むと言った事は、最悪の場合考えられている非常に大きな問題。これが非常に古くて所謂最新の技術ではない、それなりに昔からある。知恵は使ってはいるんですけどかなり老朽化して来ていると言う事で、高知県にとってやはりこれは注目し

ておかなければいけないと言う事だろうと思いますけど。

支障がないと言う事についての考えを、役員会の時にもお話をしてきたんですけど、ちょっと難しいんですよね、実は。どこまで自分の安全を削いで人の為を使うかと言う判断をその時に求められて、自分一人生きてますので、どのような表現で分かり易く表してあげなければいけないと言う風に思われるような言葉といっしょにできればということのご質問だと思いますが。支障がない。何か素気ないですよ。現実には緊迫感をかなり伴う事なんで、しょうがないという差し障りが無いとか。とんでもない支障が無いなんて、自分の生命を賭けた判断を要求される事態に。

(青木委員)

今の話の所で言うと、自助とか共助だとかいうのはボランティアと自分の命を守ると言う境目、だから一番緊迫した状態中で言うとボランティアも機能しない働かない所でどうするかと言う事は、求められる医療関係者だとかそういう人達ですが、その辺は地震・防災課も起きたら自分と家族とそれも機能しないと言うのが基本だと思うので、そこのところは岡村会長が言ったような「支障がない範囲」というあたりの所と言うのは、何となく弱々しいと言う思いをずーっと思っています。で後はもう一つはさっきと繋がるんですけど、それぞれの住民と言うか人がそういう判断をする言葉としては、もっと日常用語で格言じゃないけど、言い伝えられていて地震のこう言う災害の対応の時は、こう言う判断をするんだよというのが、言葉として語り伝えられている、ヒーローであってはいけない訳なので、美談とかヒーローになる問題じゃないので、その辺をどう言う風に考えたらいいかと言う辺りが、言葉としては何か実際の阪神とか中越だとか、その他のところの中でこんな言葉で使ってたんだよと言うような事を掘り起こしながら、それが実践的だとか言葉でこの条例が、本当に生きた条例になって行ったなと言う風に繋がっていくのが、訓練の時だとかの判断基準にどう言う言葉を使うかというのは、作っていると言うか作りだしてると言う努力が読めるのかなという事を思っています。

(多賀谷委員)

今の言葉の話なんですけど、私もこの条例の委員会をずっとやっていて、全く同じ意見なんですけどね。支障の無い範囲でとかなんとかそういう非常に定性的で分かりにくい言葉と言うのは、あまり本来こう言う条例では出すべきものじゃないと思うんですよ。ところが実際に我々が何かの局面にぶつかった時にその内容と言うのが千差万別なんですよね、そこのところをどう表すかというそれを具体的に細かく言い始めると相当きりのない話になるだろうと。それはある時間の中で何かの形で纏めるとすると、こう言う事かなという印象で私はずっと来たんですよ。今のような表現についてですね。同じような先程の耐震化と言う言葉ですけど、昨夜事務局の方が来られてお話した中で、模様替えと言う言葉はちょっと引っかけたんで何を言っているのかなと考えたんですけど、模様替えというのは、やはり例えば筆筒だとかテレビだとかそういうものの位置を変えて安全なようにするとか、そう言うこの耐震化という言葉は非常にマクロに捉えた表現なんだろうなと思ったんですよ。そういう理解が出来ればいいんだけど、出来ない場合もあるんで、出来ない場合と言うか、出来ない人もあるでしょうから、そう言ったところをこれからの教育とか、そういったところに委ねるしかないのかなと言う風な気がしました。それともう一つダムとか堰とかため池とかですね、これは確かダム・堰は高さによって区別されていますね。ため池に関しては、私ちょっと知らないんですが、そういった法令的な定義がもしあるならば、今後のこう言ったものを教育とか、何とかそう言った事に使うのであれば、定義をはっきりさせといた方が良いんじゃないかなと言う風な気がします。以上です。

(上田委員)



先程意見が出ておりました、これらの第 26 条の支障の無い限りと言う事ですが、自主防災組織・事業者等は南海地震が発生した時に自らの安全の確保または避難に支障が無い限りというような、そんな形で表現されておりますが、私はこのように考えております。一つは、こういったボランティアとか事業所等が活動する場合に、例えば人の為に尽くそうと言う意識が非常に強い人が、自己責任の判断でやるわけですが、先程の意見にも出ておりました様に逆に被害にあってヒーローになってもいけないと言う、一つはそういった自己抑制の問題が、側面としてある。もう一つは、その判断をする為には事前にいろんな南海地震の特性とか、危険性とか、或いはその時の状況を的確に判断しなければいけないと言う、そういう前提があるんだと思います。つまり自らの安全の確保の前にそういった特性とか危険性とか現場の状況を的確に判断した上でと言う言葉が、隠れていると考えております。その為には事前の、いろんな知識を取得したり訓練を重ねたりとかという自己努力が必要である。そういった全部が含まれていると言うように理解している訳ですが、それがこの支障の無い限りという表現だけで一般の県民に読み込めるかどうかという事が問題になると思います。ですからいろんな広報や周知活動を通じて知らせて行く必要があると言うように思っています。

(岡村会長)

支障の無いという表現の主語が本当に多岐に渡りますので、これは今後実施にあたって具体案を選定して行く中でまた、再度検討して行くと言う事で宜しゅうございますでしょうか。そう言う事でしかいきようがないような感じがしていますけど。他にございませんでしょうか。特にご意見がございませんようでしたら、本日提案されましたこの条例案を検討会として最終案として知事に報告させて頂くと言う事に致したいと思っております。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、ご意見が無いようでございますので、次に 1 月 16 日に行います条例案の知事への報告について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料の 4 の方をご覧頂きたいと思っております。本日、検討会の方で条例案を纏めて頂きましたが、この条例案につきましては 1 月 16 日の 10 時から岡村会長と青木・上田両副会長の 3 名で知事に条例案の報告を頂くよう予定をしているところです。報告書ではこの条例案の他資料として語尾とか検討経過等を付けさせて頂く予定です。報告頂いた条例案につきましては、2 月の県議会に条例議案として提出出来るよう県の方で最終の調整作業を進めて行きたいと思っております。尚、条例議案にする際に検討会で纏めて頂いた条例案に若干の修正を加えなければいけない場合もあるかもしれませんが、ご理解を下さいますようお願いを致します。

検討会については、本日最後となります。検討会の委員としての任期は、本年の 3 月 31 日までとなっておりますが、条例制定の報告につきましては、改めて検討会を開かずに行わさせて頂きたいと思っております。ご了承下さいますようお願いを致します。尚、本日の議事録についてもご確認を今後して頂くつもりですので、その際には是非ご協力をお願いします。

(岡村会長)

ただ今の説明で特にご意見ございませんでしょうか。どうもありがとうございます。

一昨年 5 月から始まりましたこの検討会は今日で 18 回という長丁場でございました。私自身途中体調を壊しまして皆さんに大変ご迷惑を、副会長特にどうもご迷惑をお掛け致しました。

その集約された物が、今回出て来た訳でございますけど、今回ご確認頂きました条例案が 2 月の県議会に提出される事になります。県議会の方で承認を頂きましたら、4 月 1 日から施行される事になります。もちろん文言をいろいろ書いてありますけれども、これを実際どのようにして行くかというそこが一番重要な事で、且つこれからの大きな問題でもあります。それに関しても皆さんが

今後長いご準備とご協力が欠かせない所でございますけど、委員の皆様は県民の代表としてこの条例作りに深くかかわっておられましたので、今後この条例が施行されるにあたりまして、一つはどのようにすれば実効性があるのかと言う事、また各委員どのような立場でご協力いただけるのかと言う事等にもつきまして、今日は皆様のご意見を御一人御一人伺いたいと思います。よろしくお願ひします。どの立場からでも結構でございます。本当に2年間ご議論頂きまして何が今残っているのか、そして何がどこでどうなるか、今後どう言う事が大事かと言う事についてご意見を頂けたらと思います。よろしくお願ひします。

(青木委員)

2年前の自己紹介時に、全く地震だとかにあまり関心も無いと言う事と他の委員さんに迷惑掛けないように一生懸命勉強しながらして行こうと思って、そう言う意味では勉強してですね、段ボール箱一つ位いろいろ本を買ったりして勉強はしましたけど、なかなか残らない部分もあるんですけど幾つか気になると言うか、また私自身は言葉では防災文化だとかですね、あるヒントを貰ったりして提案させて貰ったりしたんですけど、やっぱりある法律の施策を直ぐに対処すると言う事と今回の言えば、あまり予測が立たないものを勝手に何年予測を立ててと言うのは可笑しいのかもしれないんですけど、明日、明後日の又は来年度ではなくてもっと長期のピークで備えて行くというタイムスパンと言いますかね、時間の一定の余裕があると言う事が油断にならないように、しっかりやっていくにはどう言う計画が長丁場で、ピークを一定予想しながら作った法令というのはあまりありませんので、基本的には、従来は天災は法律は防げる訳じゃないからと言う形でしたたものですから、条例で言えばそのタイムスパンを考えに入れながらと言うのが、もうちょっと書き加えられて入れられないかなと言う頭の中を使ったつもりではいました。結果としては、そう言う意味では防災計画と言うか地震対策・計画をこの中で具体的には、21年から6年でと言うのはどう言う意味を持ってるのかというので、2期目位がある意味ではピークと言う風に考えているのかも知れない、一定の命を守ると言う事であれば、2期目位のところできちりそこが一応整理が出来ると言う目標を持つと言う事があって、視野に入れてもいいかなと慌てずけどしっかりとと言う感じの施策を固めて行くと言う事が大切で、しっかりとしたもの条例を作って、定着させつつ地盤をしっかりさせていくと言う事が大切と思っている。かなり勉強させて貰いましたので県民として、これから今は町内会の副会長を担っていますので、防災の委員でもあるんですけど、あんまり熱心ではないんですが、学校のところの防災の備蓄の問題だとか、身につけると言うか頭の中では私らみたいな研究者の人間は、頭の中でダンスのステップも足から頭の中に方によっている人間ですから、そう言うのから見ればやっぱり体験するのも必要なのかなと言う事で、やって行きたいなと感じました。

(土居委員)

途中で仕事の関係で何度か休ませて頂きましたけれども、これを作って自分達が県民の皆さん方にどう言う形で実践できる体制を作るか、これは大きな課題じゃないかと思っています。やはり普段から起こって来る色々な別の地域におけるその災害、こうしたものに対して、どれだけアンテナを張っておれるかなという所からスタートするんじゃないかなと思っております。対岸の火事で全て終わらせてしまうのが私達人間の非常に弱い所で、対岸の火事ではなくて、自分の事としてどう行動するか、という部分で取り組んで貰うような生活習慣を如何に作り上げていくのかなと言う事が大きな課題じゃないかなと思っております。

先のボンバルの胴体着陸の時も、コマンダーをやらせて貰いましたが、60名の命を守ると言う形の中で、どう言うその行動をしたか。そうした事が全国のいろんな交通事故・飛行機事故においてこちらからの発信を今回して行った訳ですが、そう言う風にその隣の県、他の県、又は外国で起こっている地震災害に対して、自分ならどうすると言う事が、いつも描ける、自分の一つの動

きを描いていける考え方を、如何に植え付けて頂けるかと言う事が大事じゃないのかなと思っております。そう言う事で自分達の仕事の一つとしてやっている訳ですけど、危険予知能力から始まってそして如何に自己保全に入るかと、そして如何にして命を確保して行くか、そして状況によっては手当てをしていくかと言う風な、まずどんな状態の中でも生き残る為に、まずどう動くかというそのボディーアクション、こうしたものを作り上げる訓練が非常に必要ではないのかなというように思っております。

(小野委員)

2年間この条例の委員に関わらせて頂いて、本当に自分自身知らない所もあつたりで、いろいろ勉強させて頂きました。私も消防団員と言う事で普段からボランティアとして地域の皆様方と接触する機会がありますが、この条例を県民の皆様が、どれだけ読んで頂いて理解して頂くかと言う事が非常に重要になって来ると思います。本当にこれを一人一人が噛み砕いて自分の物にして頂ければ、本当に良い事ですが、なかなか全員と言う事は難しいので私に出来る事は、自分達で出来る事を地域の皆様方に分かり易く、まず自分から実践して実習し、いろんな命とか財産とかが失われる訳ですが、それらの危機感を県民の皆様方に私達から地域の皆様方に伝えて行く事が、自分がこの勉強会で勉強した事が、使命ではないかなと言う風に考えております。どれだけ皆様方に伝えて行く事が出来るか、今から私の課題だと思っておりますが、頑張っていきたいと思っております。

(武市委員)

2年間どうもありがとうございました。この条例作りと言う事に関わらせて頂いて、すごく本当に難しかったなと思えました。何回か議論されていく中で日頃、私は福祉の立場からものを考えさせて頂く事だったんですが、普段私達が生活して行く中で出会ういろんな躓きが、それを助けて欲しいとかいろんな形でこう言う風に変えて行けばいい条例を作って行こうかなと言う言葉をあげても、それがさっきも言われていたように法令の言葉とか、私達が日常使っている言葉との私達が感じている価値観とか、それぞれの価値観によって捉え方が違うので、いやどうしよう本当に言葉の表現って凄く受け身に捉えられるとかと言う事が凄く感じて、凄く難しかったな。途中のこの委員会に出るのを、ごめんなさい、本当に辛いなと思った時期も何度かありました。でも辛かったんですけど、それじゃやっぱり実際に私達が、この高知県で生きて行く中でこの地震が起きた時にまず助かりたいと思うのが、率直な意見なんです。その為には、やはり何か、この会に来る事が大事なんだなと思って来ました。実際、今地域で生活する中でもしここで地震が起きたらどうしようかなと言う風に凄く考えるようになって、ところどころ山へ入れば、もしここで地震が起きたらどうなるんだろうか、その為には私達は、何をすべきかなと、やっぱりマニュアル、マニュアルと言うのも可笑しいですけど、やっぱりそれを具体的に私達が示して行く事が必要だなと言う事が、凄く感じました。この条例を作ったからこれで終わりと言うんじゃないで、先程も岡村先生が言われたように、やはり多岐に渡るいろんな言葉についてやっぱり私達が、実践して行くと言う事が凄く大事だなと言う風に感じましたので、私がもし2年間委員として終わった中で、やはり毎日元気に生きて行ってここは駄目ですねとか、ここはこう言う風に改善して行きましょうと言う風に情報を発信して行く事が、私のこれからの使命なのかなと思えました。本当にありがとうございました。

(半田委員)

どうもありがとうございました。私、いろんな会に出るんですけど、これほどおとなしい自分は、初めてかなと言う位……。知らない事がやっぱり多かったと、多分このメンバーの皆さんの中でも被災地に出向いた経験は多い方だと思うんですけど、ちょっと時間が経過してはいつたと言う事もあって、直後にどうなるのかと言う事が分らない事が多かった。その分とても勉強させて頂

きました。自分の役割としては大きく 2 点あると思います。

災害ボランティア活動の関係で、直接的に命を守ると言う活動と言うか備えみたいなのが、大きく盛り込まれているんですけど、やっぱりパーフェクトに行く訳ではありませんので、やっぱり被災地の人々が大変な思いをすると、その部分をボランティアの力でどう生かせるかと言う事をこれから事前にその体制を作って行きたいと言う風に思いますが、条例の中でそういう県、市町村の災害ボランティアの体制づくりと、実際災害ボランティアを展開される時に、連携とか支援をして頂けると言う事が盛り込まれましたので、これから市町村ごとの体制作り、災害ボランティア活動を生かす為の体制作りと言う事が、やりやすくなったと言うのが一点です。

それからもう一点は、社会福祉協議会という立場で言うと地域の繋がり作りと言うか、防災と言う事も繋がって来ると思います。前に別の会でもお話したんですけど、防災に取り組んでる地域は、ほぼ地域の福祉も充実してくると、福祉に熱心なところは、災害が発生した時にも結構強いと、災害に強い街づくりみたいなどころなんで、いろいろ地域づくりを見ていても、きっかけとしては防災というのは、結構いいんですね。防災か子供がいいんですね。子供か防災と言うが、結構団結すると言う所がありますので、こういう防災と言う事を切り口に地域の繋がりを強め合う、ただの防災、防災だけではなく助け合いとか福祉みたいなどを如何に継続して取り込めるかと言う事を、支援をして行きたいと言う風に思いますが、そういう自主防災組織と福祉の組織と防犯組織とかちょっと縦割り気味なんで、横に伝わるような支援をして行きたいと言う風に思いますが、どうもありがとうございました。

(細川委員)

2 年間大変お世話になりました。ありがとうございました。私は、この会に出るようになったのは、県の小中学校の方の役員と言う事もあって、充て職ということ言う形でそんなに難しくないとはいえないと思うんですけど、お引受けしましたが、それと丁度私の子供が中学校へ通っている頃、岡村先生に来て頂いて南海地震のお話を頂いたきっかけでこの会に入るようになりました。ただひたすら武市さんではないですけど、重たい、しんどい、もうやめたいと言う事をつくづく途中で感じた事もあって、意見なんかもそうそうは出ないし、大変文言が難しいものであってこれが果たして高知県全体に行き渡るのかなと言う心配は、中でしながら条例としては、やはりしっかりとした文言を作らなければいけないんだろうと言う事を感じて、さてこれを私達がどういうふうで普及させていくのかと言うと、趣旨を踏まえた上で私達は、きちんと伝えられる言葉でこれからの子供達に伝えて行きたいし、また職場の方でも伝えて行きたいなと思っております。私は医療関係に勤めていますので、やはり自分の命をなげうってでも人の命を助けなければならないと言うのが、ずーと心情にありますから、この会に入ってやはり自分の命を守ってこそ人の命が守れると言う事に少し気が付きました、いろんな形で職場の方でもやって行きたいなと思っております。また PTA の方では今は高校の方でやっておりますので、いろんな関係者各位の方で話し合いをしながらやって行きたいと思うんですが、なかなか火災の訓練はするんだけど、この地震の訓練というのはなかなか出来ていないのが現状です。確かに地震が起きると火災が起きると言うのは、大半そういう事なんだろうけれども、やはり地震に対してのまず揺れとかそれに対してどう子供達の命を私達が守ってあげられるのかなと言うのは、やはり学校の運営上の一つの大きな課題としてこれから PTA の一員として学校側サイドとも、また教育委員会のサイドとしてもいろんな話で詰めていければ良いかなと思っております。本当に意見と言うものもほとんど出ずじまいで、皆さんの意見をただひたすら聞くとする事で私は終わったんですけど、今日のこの会合一つを私の宝として、これから子供達にやはり高知県を担っていく子供達の命を守ると言う事についていろいろと関係各位と話し合っていきたいと思っておりますので、どうかまた宜しくお願い致します。本当に長い間ありがとうございました。

(多賀谷委員)

私、最初この会に入れて貰った時、一つには自分の頭の整理、今までいろいろやって来た事の整理と言うのが一つと、もう一つは多分年寄りと言う立場もあるだろうなと思って出てきたんですが、実はその老人の方の話と言うのは、全く私はしてなくてですね。分からないと言う事が一つと、なにしろ気分だけ若いものですから老人の方の側に入っていないような気分でやっています、いろいろと余計な事も言ったんじゃないかと言う風に思っております。この条例の委員会を通じて一つ私が大きな収穫だったなと思ってるのは、防災文化と言う言葉ですね。この意味が、何となくわかって来たし、如何に大事なかなと言う事がかなり自分の頭で整理がついたと言う事だと思います。ただこれから先どう根付かせるかと言う事、なににの文化、企業文化とかなんとか色々何か文化と言う言葉がありますけれども、所謂様だとかそういったレベルの話じゃない訳ですね、文化というのは、非常に難しい、奥深い話だろうと思うんです。これはやはり時間のかかる話じゃないのかなと、そう言う事を身につけるのはですね。我々、普段いろんな仕事に取り組んでいる場合でも、同じようにその文化と言うのが非常に大切な会社によって企業の文化とか風土とか言う言葉を使いますが、非常に重要な事でそれが成果に現れて来る、全く同じじゃないかなと言う風な感じを今持っております。その為は何をやるかと言う事だと思うんですが、これから先いろいろと行動計画が練られると思うんですけども、何をどうして行くのかと言う事を具体的に次のステップとして大変だろうなと言う風に思っています。その中で我々が仕事として仕事の関連で考えなければいけない事としては、所謂防災に関する対象別、或いは階層別の教育と言いますか、分かって頂くと言うそう言う事が一つの大きな仕事かなと言う風に思っています。特に防災リーダーと言いますか、そのクラスの方々へのお話と言うのは、何故こんな事を言っているかと言いますと、かなり自然現象がどんなものかと言う事の考えと言いますか、そう言った事が頭に入っているかどうかと言う点に関して、私、非常に最近疑問に思いだしましてですね。かなり現実と頭とのギャップがあるじゃないかなと言う風な気がしております、やはり自然現象がどんなものかと言う事を的確に皆さんが知ると言う事が、私の世界ではまず大きな一歩じゃないかなと思っております。ですから今後もしこれ以上頭がぼけなければ、もう少しそう言った話に頭を突っ込んで行きたいなと、まだまだ勉強する事はいっぱいあります。そう言う事で後もう一つは、防災というのは、環境と非常にリンクしているなと言う事を一つ感じています。ですから環境とのリンクと言う事も、もう一つ考えながらもう少し勉強したいと言う風な事をいま思っております。耳を澄ませば 70 の声が聞こえているんですが、次の南海地震が起こるまでは絶対に死ねないなと、自分が思っていた事がどれだけあっているのか、知りたいと思ひましてそういう気持ちであります。以上です。

(藤原委員)

この会に非常に欠席する事が多くて大変申し訳ございませんでした。先程、他の委員様が言われました様に私どもの防災文化、これは大事なキーワードになって来るかなと、文化として根付くにはそれを知っている人だとか、後で動く人がいないと文化になりませんし、それが備えて行く世代として繋げて行く中で成就していくものであると思います。そういった中で自分は地域で防災フェアを開催 11 年目になりますけども、本当にこの僅か 10 年の間でもこの県民・地域住民の意識の変化、これは凄く感じます。けれどもそこからもう一歩上に抜けるには、なかなか大きな壁があるなと言う事も実感しているところです。先程言いましたが、この条例もそうですけども、多分いろんな広報を通して提供されると思うんですが、これは条例が出来ただねというまでは、結構広まると思うんです。ところがその中身がどうなのか、これは自分にどう関係するのか、ここまではなかなか難しいと思います。僧侶をやっていますその中で言うのも可笑しいですが、死と言う言葉は誰もが分かっているんですが、それが自分の事としてはなかなか感じられない、そこに投げやりにな

ってみたりその場がよければいいと言ういろんなものに繋がっていくんですけども、そこまで話をふくらませてはいかんですが、やっぱり中身をそれぞれの世代なりにそこにどう受け止めて生かす事が出来るのか、行けるのか。ここが大きな問題になって来ると思います。それにはやはり自分は教育というものと一体となってこれが出来なければ、文化としても根付かないんじゃないかな、正直、小中高あります。それぞれどれと言う訳ではないんですけども、ずっと 10 年やっていく中ですごいムラがあります。ムラがあるのはやっぱり意識の差です。学校としてまた教育会もいろんな事情があると思います。いま忙しい、教育関係でもいま大きな問題がある中で、その中で更に防災まで入れるのか。先生の中では抵抗がある先生もおられるのも事実です。やはりこれが防災教育をすることによって人と人との関わり、それが更にクラス作りに発展してそこが人間性、または集中して行くとか人の事を思えるとか、いろんな事に発展して行けるし、それを発展させた先生もいらっしゃいます。私はこれを教育会としてどう受け止めて行くのかと言う事を、受け止めて頂けるのか。ここも大きな点であろうかなと考えます。どうしても地域差、世代間、それから個人の意識の差、この格差が必ずあると思うんです。それをどう埋めて行くかは具体的な行動を、この解釈に基づく、解釈と言うかこの条例を基盤にしたそれぞれの地域での活動、具体的な活動を行う事によってこの先程出ましたけども曖昧な表現、これがもうちょっとだんだん見えて来るのではなかろうかなとも思います。この条例に関して関係するもの、関係する機関は膨大です。当然ですよ。高知県の中でいけば、全ての人に当てはまるものですけども、これを中身まで知って頂いてそれを更に噛み砕こうとするには、相当なエネルギーを費やす必要があると思います。その中でポイントになるのが、所謂県庁というのは、いろんな部署があって、それぞれ所管するものとか諸団体なりいろんな会があると思いますが、そう言う母体に関してアプローチしていく。当然町内会もそうでしょうし、そこでやっぱりかなりアプローチをかけて組織として動いてもらう、またそれは町内会も含めてそう言ったものを活用しながらじゃないとなかなかこの周知に至らないんじゃないかなと思います。そしてそれをただ展開するにはやっぱり地域性というものとか、例えば児童福祉の関係で言わせてもらうと要保護児童対策協議会というものがあるんですけども、これは各市町村で作っていますけども、その市町村の中でも基本的には中学校位の想定、この中が一番一応まとまると言うか地域性のある程度考慮出来る、中学校区の中でも多少違うんですけども、でも考える上でその中で関係する主だった機関が、横の連絡が取り合えるようなそういった組織づくりを将来的にはしようじゃないかなと考えます。自主防災組織の集まりもありましょうけども、それだけじゃなくしていろんな様々な団体なり機関なりが連携とれる形をまたそれが具体的な形を、行動を取れる為にはやっぱりちょっと小ぶりにする必要があるんじゃないかと思います。

今回の条例作り本当にこれがスタートになって来ると思います。これをスタートにしてこの中身をどれだけ繰り返すになりますけども、中身がどう自分と関わっているのか、これを知って頂く努力を努めさせて頂きたいと思うんですが、最後になりますけどもなかなか学校というのは、本当に今の厳しい現状の中で、けども子供達をみんな一応預かると言う意識をやっぱりもっと持って欲しいな、教育会にももっと欲しいなと言うのが実感です。それを最後お願いして、誰も学校だけに責任を持って来るんじゃないかっていっしょにやりたい。そのうえではやっぱり同じ土俵に気持ちの土俵に載って欲しいなと言う願いを込めて私の発言にさせていただきますが、これが出発と言う事で今日気持ちを新たにさせて頂きたいと思っています。

(上田委員)

この委員会に参加させて頂きまして、各分野の専門の方々のご意見なんかも十分に理解とはまでいきませんけれども、多いに勉強になりました。本当にありがとうございました。わたしは、この条例作りに参加しまして常に考えておりましたのは、この条例に県民の命を何としても守るんだと言う強い信念みたいな思想が、一貫して流れている、そういった条例にしたいなと言う思いで参加

してまいりました。この条例を順守して行動する事によって南海地震から命が助かるんだと、命が助かる道標になるようなそんな条例にと言う思いがずっとしてまいりました。それとそう言った考え方と言いますか、思想で連なった各それぞれの条項、前文も含めて、貫かれているというように私は感じております。

それから私は地域の自主防災組織の代表もしております。そう言った関係で今後私はこの条例を基に、自主防災組織の活性化にも力を尽くしてまいりたいと思っております。津波浸水地域の自主防災組織の組織率も非常に低い訳ですが、そういった事にも寄与して行きたいと思っておりますし、なによりも先程も意見が出ておりましたが、地域のボランティア団体とか防災に関わる機関との連携を良くして行かなければいけない。その為のネットワーク作りにも力を注いで行きたいと思っております。自主防災組織で言いますと各年齢層のリーダーを育成して息の長い活動をして行かなければいけない。そういった思いもございます。そういった事にも取り組んでいく、それはつまり地域の支え合いとか助け合いの仕組み作りにも繋がっていく。それによって私は地域の再生とか、活性そう言ったものにも繋がっていくんじゃないか。そういった事によって活動がスムーズに行くんじゃないかと思っております。また私は自主防災組織で活動している訳ですが、それだけでは必ずしも十分ではない。そう言った意味で自主防災に加えて自主防犯活動と言う事で、例えばいま話題になっております青色防犯灯の投入とかですね、或いは拍子木パトロールとかそういった事によって支え合う気持ちを育成して行く。同じ地域で助け合うんだと言う気持ちが高まっていく。そんなような事も考えておりますので、これからもこの委員会で培った知識なり経験を地域活動の為に尽くしてまいりたいと思っております。本当にありがとうございました。

(岡村会長)

最後になりましたけれども、皆さんおっしゃったとおり多岐にわたりますけど、ひと事で言えば防災文化、南海地震と言うのは 100 年に 1 度やはり出てきます。過去は 1605 年、1707 年、1854 年、そして 1946 年とありました。100 年に 1 度必ず起きます。誰が考えても今世紀前半に来ると言う事は、専門家でなくても分る。そう言う状況の中でなぜ高知県で 1 万人が不慮の死を遂げなければいけないのかという思いが常にあります。80 万人です。一生の我々に与えられている時間は、80 歳まで生きるとしてもほぼ 70 万時間ございます。地震というのは、僅か百秒というんです。津波も 6 メートルから 8 メートルの高さは、僅か 6 時間しか続きません。その時間に人の命が奪われると言う事です。繰り返す南海地震のおかげである意味では高知県の山が隆起地域では出来ました。沈降する地域では平野が出来ました。私達は日頃はそれを使って生活をしています。100 年に 1 回の自然からのしっぺ返しなんです。

これに対して我々が今の知識、今の考え方をもって防げない訳がない。決して諦めない事だと思っております。私もその意味でこの不慣れた纏め役を引き受けさせて頂きました。途中で私では無理かなと思った事もたくさんございます。人の意見を言う事は好きなんですけども、意見を聞く事は大変不得意でございまして、纏める事はもっと不得意で。これは職業病じゃないかと思っておるんですけど、本当に皆さんの様々なご意見の中で、考えさせられることがたくさんございました。人の行動、人の考え方、こういうものかという事を少し分かったような気がします。私自身は諦めないと言う事で、一人一人に訴えかけていくしか方法はないと自分自身では思っておりますので、そこで高知県に棲まわせて頂く有難さをお返し出来たらと思っている次第なんですけど、これからも続けて行きたいと思っております。どうぞ皆さんもそれぞれの専門分野において、死者を一人でも少なく出来るようにどうぞこれからも宜しくお願い致します。どうも長い間ありがとうございました。

今日ご意見を頂きましたものを、また県の方でご意見を纏めまして、知事の訪問の際にも皆さんの思いも伝えたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。最後に県の事務局から何かございましたら、お願い致します。

(事務局)

岡村会長をはじめ 12 名の委員の皆様には、一昨年 5 月から、今日足かけ 2 年、18 回にわたる、1 回の開催時間も 3 時間から 4 時間とすると県のこうした会の中でも大変異例と思えるような検討会で、皆様方大変多忙な中で日程調整を頂きながら今週最後に至りました。大変ご熱心にまた様々な視点から南海地震にどう備えるべきかと、また取組みはどうあるべきかと、県民の皆様に分かり易くするにはどうすればいいんだ、本当にそう言う事は出来るんだらうか言う事を当初から色々のご意見を頂きながら今日に至りました。本日を以てその検討を終了する事が出来ました事にまず厚く感謝を申し上げたいと思います。南海地震に備える為に県民或いは県・市町村或いは関係機関がどうすべきかなんかもですね、姿も一定明らかになったと思いますし、全国的に、非常に注目されるような内容の条例案になったじゃないかなと言う風に思います。本当にありがとうございました。

会長さんからもありましたように、事務局からも準備しておりますけども会長さん、副会長さんには 16 日に改めて知事に報告をお願いするようにしています。まず県としては、この 2 月に開催が予定されています県議会に条例案を提案致しまして、議員の皆さん全会一致で御承認が頂けるように県として取り組んで行かなければならないと言う風に思います。また先程来ご意見もでておりますけども、この議会でのご承認後にこの条例に盛り込まれた内容を如何に県民の皆さん、或いは事業者の皆さん方に、或いは市町村県だけではなく市町村、或いは関係機関とも一致してやっていかなければならないと思いますけれども、こうした内容を如何に周知し、或いはその事を行動にして頂けるのかと言う事も含め今後作業が出ています宿命と言いますか、宿命の南海地震ですので、これからやはり県民の命を守り被害を少なくして行くように、県としても県民と共に、或いは市町村、関係機関と共に、しっかりとその対策や備えに取り組んで行きたいと言う風に思います。

最後になりましたけれども、先程来からでておりますけれども、勝手なお願いですけど委員の皆様方には、またそれぞれの分野で引き続き南海地震対策に取り組んで頂ければ非常に有難いと言う風に思いますし、語り部として、ご活用頂ければ有難いとそんな風に思います。今日をもちまして検討会を終わりますけれども引き続き県のいろんな取組み、或いは市町村、地域での取組みにご意見があればまたご指導を頂ければ有難いと言う風に思います。本当にありがとうございました。

(岡村会長)

ありがとうございました。これで全ての日程が終了致しました。

これからも宜しくお願い致します。